福山市警備業務等最低制限価格事務取扱要領

（趣旨）

第１条 この要領は，本市が行う競争入札において，地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の１０第２項及び第１６７条の１３の規定に基づき，最低制限価格を設ける場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（対象業務）

第２条 この要領の対象となる入札は，次の各号に掲げる業務とする。ただし，市長が特に必要と認めた場合は，この限りでない。

(1) 警備業務（機械警備業務を含む。）

(2) 清掃業務

(3) 建築設備運転監視業務

(4) 自家用電気工作物保安管理業務

（最低制限価格の算出）

第３条 最低制限価格は，業務の種類ごとに次の各号に定める基準により算出する。

(1) 警備業務（機械警備業務を含む。）

予定価格の１００分の８０を下回らないこととする。

(2) 清掃業務

予定価格の１００分の８０を下回らないこととする。

(3) 建築設備運転監視業務

予定価格の１００分の８０を下回らないこととする。

(4) 自家用電気工作物保安管理業務

予定価格の１００分の８０を下回らないこととする。

（予定価格調書への記載）

第４条 最低制限価格は，予定価格調書に記載するものとする。

（その他）

第５条 この要領の実施に関し必要な事項は別に定める。

附　則

この要領は，２０１５年（平成２７年）２月２３日から施行する。

附　則

この要領は，２０２０年（令和２年）１月１０日から施行する。